

【決定事項】

資料頁

- | | | |
|--|-------------------|-------|
| 1. 我孫子市税条例の一部を改正する条例の制定について | 財政部
(課税課) | P. 3 |
| 2. 我孫子市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 健康福祉部
(障害者支援課) | P. 21 |
| 3. 我孫子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について | 健康福祉部
(高齢者支援課) | P. 24 |
| 4. 我孫子市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 子ども部
(子ども支援課) | P. 28 |
| 5. 我孫子市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について | 子ども部
(子ども支援課) | P. 31 |
| 6. 我孫子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について | 子ども部
(保育課) | P. 33 |
| 7. 我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について | 子ども部
(保育課) | P. 38 |
| 8. 我孫子市景観条例の全部を改正する条例の制定について | 都市部
(都市計画課) | P. 47 |
| 9. 我孫子市太陽光発電設備の適正な設置を図るための手続に関する条例を廃止する条例の制定について | 都市部
(都市計画課) | P. 58 |
| 10. 我孫子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 選挙管理委員会
事務局 | P. 59 |

【報告事項】

資料頁

- | | | |
|---|------------------|-----------------------------------|
| 1. 令和7年度指定事務事業の追加指定及び修正について | 企画総務部
(企画政策課) | P. 61 |
| 2. 令和7年度指定事務事業問題点・対応報告書について | 企画総務部
(企画政策課) | P. 65 |
| 3. 令和7年第2回我孫子市議会定例会提出予定議案 | 企画総務部
(行政管理課) | P. 66 |
| 4. 我孫子市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
施行規則及び我孫子市消費生活センターの設置及び運
営に関する条例施行規則の一部改正について | 環境経済部
(商業観光課) | P. 76 |
| 5. 我孫子市景観形成基本計画の改定について | 都市部
(都市計画課) | リンク(市
ホームページ) |

我孫子市税条例の一部を改正する条例

我孫子市税条例（昭和30年条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（公示送達） 第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を</u>我孫子市公告式条例（昭和30年条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に<u>掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてする</u>ものとする。 （納税証明事項） 第18条の3 <u>施行規則</u>第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について	（公示送達） 第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、我孫子市公告式条例（昭和30年条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に<u>掲示して行う</u>ものとする。 （納税証明事項） 第18条の3 <u>地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）</u>第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第

て、天災その他やむを得ない理由により種別割を滞納している場合において、その旨とする。

（所得控除）

第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

（寄附金税額控除）

第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は

1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について、天災その他やむを得ない理由により種別割を滞納している場合において、その旨とする。

（所得控除）

第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

（寄附金税額控除）

第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は

次に掲げる寄附金を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 略

(2) 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

(3) 略

2 略

（市民税の申告）

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1

次に掲げる寄附金**若しくは金銭**を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 略

(2) 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭であつて、同項の規定により特定寄附金とみなされるもの

(3) 略

2 略

（市民税の申告）

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1

項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85

項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若

万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)

と併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第3号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2 から10まで 略

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する

しくは第34条の7第1項（同項第3号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2 から10まで 略

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する

申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 及び (2) 略

(3) 扶養親族 **又は特定親族** の氏名

(4) 略

2 から 6 まで 略

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）

申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 及び (2) 略

(3) 扶養親族の氏名

(4) 略

2 から 6 まで 略

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）

の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）**若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）**を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 及び (2) 略

(3) 扶養親族**又は特定親族**の氏名

(4) 略

の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 及び (2) 略

(3) 扶養親族の氏名

(4) 略

2 から 5 まで 略

第96条から第110条まで 略

附 則

（市街化区域農地に対して課する
平成 6 年度以降の各年度分の固定
資産税の特例）

2 から 5 まで 略

第96条から第110条の 2 まで 略

附 則

（公益法人等に係る市民税の課税
の特例）

第 2 条の 2 の 3 当分の間、租税特別

措置法第40条第 3 項後段（同条第 6
項から第10項まで及び第11項（同条
第12項において準用する場合を含
む。以下この条において同じ。）の
規定によりみなして適用する場合
を含む。）の規定の適用を受けた同
法第40条第 3 項に規定する公益法
人等（同条第 6 項から第11項までの
規定により特定贈与等に係る公益
法人等とみなされる法人を含む。）
を同条第 3 項に規定する贈与又は
遺贈を行つた個人とみなして、令附
則第 3 条の 2 の 3 に定めるところ
により、これに同項に規定する財産
（同法第40条第 6 項から第11項ま
での規定により特定贈与等に係る
財産とみなされる資産を含む。）に
係る山林所得の金額、譲渡所得の金
額又は雑所得の金額に係る市民税
の所得割を課する。

（市街化区域農地に対して課する
平成 6 年度以降の各年度分の固定
資産税の特例）

第10条の2 市街化区域農地に係る
平成6年度以降の各年度分の固定
資産税に限り、平成5年度に係る賦
課期日に所在する市街化区域農地
に対して課する固定資産税の額は、
前条の規定にかかわらず、当該市街
化区域農地の固定資産税の課税標
準となるべき価格の3分の1の額
を課税標準となるべき額とした場
合における税額とする。ただし、当
該市街化区域農地のうち平成5年
度適用市街化区域農地以外の市街
化区域農地に対して課する次の表
の左欄に掲げる各年度分の固定資
産税の額は、当該市街化区域農地の
当該各年度分の固定資産税の課税
標準となるべき価格の3分の1の
額に同表の右欄に掲げる率を乗じ
て得た額を課税標準となるべき額
とした場合における税額とする。

略

2 及び 3 略

略

(加熱式たばこに係るたばこ税の
課税標準の特例)

第13条の2の2 令和8年4月1日

以後に第92条の2第1項の売渡し

又は同条第2項の売渡し若しくは

第10条の2 市街化区域農地に係る
平成6年度以降の各年度分の固定
資産税に限り、平成5年度に係る賦
課期日に所在する市街化区域農地
に対して課する固定資産税の額は、
附則第10条の規定にかかわらず、当
該市街化区域農地の固定資産税の
課税標準となるべき価格の3分の
1の額を課税標準となるべき額と
した場合における税額とする。ただ
し、当該市街化区域農地のうち平成
5年度適用市街化区域農地以外の
市街化区域農地に対して課する次
の表の左欄に掲げる各年度分の固
定資産税の額は、当該市街化区域農
地の当該各年度分の固定資産税の
課税標準となるべき価格の3分の
1の額に同表の右欄に掲げる率を
乗じて得た額を課税標準となるべ
き額とした場合における税額とす
る。

略

2 及び 3 略

略

消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。）

当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.

35グラムをもつて紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの 1 本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの 1 本をもつて紙巻たばこの 1 本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもつて紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量が 4 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個をもつて紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第 1 号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第 2 号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする

る。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第13条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第5条の規定 令和8年4月1日

(2) 第34条の7第1項の改正規定及び附則第2条の2の3を削る改正規定並びに附則第4条の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(3) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の我孫子市税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の我孫子市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2

第 1 項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の 3 の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 4 新条例第36条の 3 の 3 第 1 項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の 6 第 1 項に規定する公的年金等(同法第203条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第36条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

第 4 条 所得税法等の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 8 号)附則第 3 条第 1 項の規定の適用がある場合における附則第 1 条第 2 号に掲げる規定による改正後の我孫子市税条例第34条の 7 第 1 項(第 2 号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第 2 号中「寄附金」とあるのは、「寄附金(所得税法等の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 8 号)附則第 3 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 1 条の規定による改正前の所得税法第78条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)」とする。

(市たばこ税に関する経過措置)

第 5 条 次項に定めるものを除き、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ(新条例附則第13条の 2 の 2 第 1 項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。)に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 令和 8 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に、我孫子市税条例第92条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項及び新条例附則第13条の 2 の 2 の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 我孫子市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ(新条例附則第13条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。)の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第13条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

我孫子市税条例の一部を改正する条例に関する資料（令和 7 年 6 月議会上程分）

番号	条番号	該当項目・改正内容	施行期日																				
1	第 18 条	公示送達 公示送達について、インターネットを用いる方法の定義を示した省令改正に伴う改正。 公示送達は、公示事項をインターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を地方公共団体の掲示場に掲示し、又は公示事項をその地方公共団体の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をするもの。	地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第 12 号に掲げる規定の施行日																				
2	第 18 条の 3	納税証明事項 第 18 条の改正に伴う規定の整備	地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第 12 号に掲げる規定の施行日																				
3	第 34 条の 2	所得控除 控除すべき金額について、特定親族特別控除額を追加するもの ・ 特定親族特別控除 今回の改正で新設される制度であり、居住者に 19 歳以上 23 歳未満である一定の親族（※）がいる場合には、その居住者の前年の総所得金額等から下記の表の控除額を控除するもの。 （※）一定の親族とは、下記を全て満たすもの 生計を一にしている者、配偶者でない者、青色事業専従者等でない者及び控除対象扶養親族でない者 （個人住民税） <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th><th rowspan="2">親族等の合計所得金額</th><th colspan="2">控除額</th></tr> <tr> <th>改正前</th><th>改正後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">扶養親族（特定扶養親族）</td><td>48 万円以下</td><td>45 万円</td><td>45 万円</td></tr> <tr> <td>48 万円超 58 万円以下</td><td rowspan="4">0 円</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="3">特定親族特別控除（仮称）</td><td>58 万円超 95 万円以下</td><td>45 万円</td></tr> <tr> <td>95 万円超 100 万円以下</td><td>41 万円</td></tr> <tr> <td>100 万円超 105 万円以下</td><td>31 万円</td></tr> </tbody> </table>		親族等の合計所得金額	控除額		改正前	改正後	扶養親族（特定扶養親族）	48 万円以下	45 万円	45 万円	48 万円超 58 万円以下	0 円		特定親族特別控除（仮称）	58 万円超 95 万円以下	45 万円	95 万円超 100 万円以下	41 万円	100 万円超 105 万円以下	31 万円	令和 8 年 1 月 1 日
	親族等の合計所得金額	控除額																					
		改正前	改正後																				
扶養親族（特定扶養親族）	48 万円以下	45 万円	45 万円																				
	48 万円超 58 万円以下	0 円																					
特定親族特別控除（仮称）	58 万円超 95 万円以下		45 万円																				
	95 万円超 100 万円以下		41 万円																				
	100 万円超 105 万円以下		31 万円																				

			<table><tr><td></td><td>105 万円超 110 万円以下</td><td></td><td>21 万円</td></tr><tr><td></td><td>110 万円超 115 万円以下</td><td></td><td>11 万円</td></tr><tr><td></td><td>115 万円超 120 万円以下</td><td></td><td>6 万円</td></tr><tr><td></td><td>120 万円超 123 万円以下</td><td></td><td>3 万円</td></tr></table>		105 万円超 110 万円以下		21 万円		110 万円超 115 万円以下		11 万円		115 万円超 120 万円以下		6 万円		120 万円超 123 万円以下		3 万円																			
	105 万円超 110 万円以下		21 万円																																			
	110 万円超 115 万円以下		11 万円																																			
	115 万円超 120 万円以下		6 万円																																			
	120 万円超 123 万円以下		3 万円																																			
		参考（所得税） ※所得税の特定親族特別控除の新設は令和 7 年 12 月 1 日に施行され、令和 7 年分以後の所得税について適用される。 <table><tr><td></td><td>親族等の合計所得金額</td><td colspan="2">控除額</td></tr><tr><td></td><td></td><td>改正前</td><td>改正後</td></tr><tr><td rowspan="2">扶養親族（特定扶養親族）</td><td>48 万円以下</td><td>63 万円</td><td>63 万円</td></tr><tr><td>48 万円超 58 万円以下</td><td rowspan="9">0 円</td><td></td></tr><tr><td rowspan="8">特定親族特別控除（仮称）</td><td>58 万円超 85 万円以下</td><td>63 万円</td></tr><tr><td>85 万円超 90 万円以下</td><td>61 万円</td></tr><tr><td>90 万円超 95 万円以下</td><td>51 万円</td></tr><tr><td>95 万円超 100 万円以下</td><td>41 万円</td></tr><tr><td>100 万円超 105 万円以下</td><td>31 万円</td></tr><tr><td>105 万円超 110 万円以下</td><td>21 万円</td></tr><tr><td>110 万円超 115 万円以下</td><td>11 万円</td></tr><tr><td>115 万円超 120 万円以下</td><td>6 万円</td></tr><tr><td></td><td>120 万円超 123 万円以下</td><td>3 万円</td></tr></table>		親族等の合計所得金額	控除額				改正前	改正後	扶養親族（特定扶養親族）	48 万円以下	63 万円	63 万円	48 万円超 58 万円以下	0 円		特定親族特別控除（仮称）	58 万円超 85 万円以下	63 万円	85 万円超 90 万円以下	61 万円	90 万円超 95 万円以下	51 万円	95 万円超 100 万円以下	41 万円	100 万円超 105 万円以下	31 万円	105 万円超 110 万円以下	21 万円	110 万円超 115 万円以下	11 万円	115 万円超 120 万円以下	6 万円		120 万円超 123 万円以下	3 万円	
	親族等の合計所得金額	控除額																																				
		改正前	改正後																																			
扶養親族（特定扶養親族）	48 万円以下	63 万円	63 万円																																			
	48 万円超 58 万円以下	0 円																																				
特定親族特別控除（仮称）	58 万円超 85 万円以下		63 万円																																			
	85 万円超 90 万円以下		61 万円																																			
	90 万円超 95 万円以下		51 万円																																			
	95 万円超 100 万円以下		41 万円																																			
	100 万円超 105 万円以下		31 万円																																			
	105 万円超 110 万円以下		21 万円																																			
	110 万円超 115 万円以下		11 万円																																			
	115 万円超 120 万円以下		6 万円																																			
	120 万円超 123 万円以下	3 万円																																				
4	第 3 4 条の 7	寄附金税額控除 公益信託の見直しに伴う所得税法の規定の見直しに伴う規定の整備 ・公益信託は、公益法人のように機関を設けることなく、信託財産及び受託者の組織・能力を活用して、委託者の意思を反映した公益活動を行う制度。現行では主務官庁による許可や監督の基準が不統一であることや税制優遇を得るための制約が多いことを背景に、公益法人と比べ利用されていない。このため主務官庁制を廃して公益法人と共通の行政庁が公益信託の認可・監督を行う制度に改め、使いやすい制度へ見直すもの。	公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 3 0 号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日																																			
5	第 3 6 条の 2	市民税の申告 特定親族特別控除の創設に伴う、公的年金等受給者の個人住民税申告義務に係る規定の整備	令和 8 年 1 月 1 日																																			

6	第36条の3の2	個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書 控除すべき金額について、特定親族特別控除額を追加するもの	令和8年1月1日															
7	第36条の3の3	個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書 特定扶養特別控除の創設に伴う、公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る提出義務規定等の整備	令和8年1月1日															
8	附則第2条の2の3	公益法人等に係る市民税の課税の特例 公益信託制度の見直しに伴い、公益信託への贈与に係る所得税の取扱いについて公益法人への贈与と同様とすることとされた。これに併せ、地方税についても同様の取扱いとなるよう地方税法に所要の規定整備が行われた。この規定整備により不要となった条文を削除するもの。	公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日															
9	附則第10条の2	市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例 文言の整備	令和8年1月1日															
10	附則第13条の2の2	加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例 加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の特例 - 加熱式たばこの課税方式について、重量のみに応じて紙巻たばこに換算する方式とするほか、一定の重量以下のものは紙巻たばこ1本として課税する仕組みとする等の見直しを令和8年4月1日から実施する。 - 令和8年4月1日から実施だが、激変緩和の観点から実施時期について経過措置が講じられる。 第1段階・・・令和8年4月1日 第2段階・・・令和8年10月1日 <table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td>現行の換算方法</td><td>改正後の換算方法</td></tr> <tr> <td></td><td>現行</td><td>現行の換算本数×1.0</td><td>—</td></tr> <tr> <td rowspan="2">改正</td><td>令和8年4月1日</td><td>現行の換算本数×0.5</td><td>新換算本数×0.5</td></tr> <tr> <td>令和8年10月1日</td><td>—</td><td>新換算本数×1.0</td></tr> </table> - 新換算方式 紙その他類するもので巻いた加熱式たばこ 0.35g＝紙巻たばこ1本 上記以外の加熱式たばこ 0.2g＝紙巻きたばこ1本 品目ごとの1個当たり重量4g未満のものについては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこ20本に換算			現行の換算方法	改正後の換算方法		現行	現行の換算本数×1.0	—	改正	令和8年4月1日	現行の換算本数×0.5	新換算本数×0.5	令和8年10月1日	—	新換算本数×1.0	令和8年4月1日
		現行の換算方法	改正後の換算方法															
	現行	現行の換算本数×1.0	—															
改正	令和8年4月1日	現行の換算本数×0.5	新換算本数×0.5															
	令和8年10月1日	—	新換算本数×1.0															

我孫子市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

我孫子市重度障害者医療費の支給に関する条例（昭和48年条例第52号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（対象者等） 第3条 障害者医療費の支給を受け ることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する障害者（以下「対象者」という。）又はその保護者とする。 （1）及び（2） 略 （3） 障害者及び障害者と生計を一にする者として規則で定める者について、保険医療を受けた月の属する年度（4月から7月までの場合にあつては前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。<u>次条第3号</u>において「市町村民税」という。）の同法第292条第1項第2号に規定する所得割（同法第328条の規定により課する所得割を除く。）の額を規則で定めるところにより合算した額が235,000円未満であること。 （4）及び（5） 略	（対象者等） 第3条 障害者医療費の支給を受け ることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する障害者（以下「対象者」という。）又はその保護者とする。 （1）及び（2） 略 （3） 障害者及び障害者と生計を一にする者として規則で定める者について、保険医療を受けた月の属する年度（4月から7月までの場合にあつては前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。<u>第4条第3号</u>において「市町村民税」という。）の同法第292条第1項第2号に規定する所得割（同法第328条の規定により課する所得割を除く。）の額を規則で定めるところにより合算した額が235,000円未満であること。 （4）及び（5） 略

2 略

(支給の方法)

第6条 前条第3項の規定により認定を受けた者（以下「受給者」という。）又はその保護者（以下「受給者等」という。）は、受給者が健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）のうち、千葉県と医療に関する現物給付の取扱いに関する契約を締結しているもの（以下「指定医療機関等」という。）において保険医療を受けるときは、前条第3項の受給券の提示又は医療保険各法の規定による電子資格確認に準ずる方法により、受給者であることの確認を受けるものとする。

2 市長は、前項の規定による確認を受けた受給者が指定医療機関等から保険医療を受けたときは、当該受給者等に支払うべき障害者医療費を、当該受給者等に代わり、当該指定医療機関等に支払うものとする。

3 略

4 受給者等は、次の各号のいずれかの事由により保険医療機関等に対

2 略

(支給の方法)

第6条 前条第3項の規定により認定を受けた者（以下「受給者」という。）又はその保護者（以下「受給者等」という。）は、受給者が健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）のうち、千葉県と医療に関する現物給付の取扱いに関する契約を締結しているもの（以下「指定医療機関等」という。）において保険医療を受けるときは、当該指定医療機関等に前条第3項の受給券（以下「受給券」という。）を提示するものとする。

2 市長は、受給者が指定医療機関等から保険医療を受けたとき（受給者等が当該指定医療機関等に受給券を提示したときに限る。）は、当該受給者等に支払うべき障害者医療費を、当該受給者等に代わり、当該指定医療機関等に支払うものとする。

3 略

4 受給者等は、次の各号のいずれかの事由により保険医療機関等に対

し医療費を支払った場合において、
障害者医療費の支給を受けようと
するときは、規則で定めるところに
より、市長に申請しなければならない
い。

(1) 受給者等が指定医療機関等に
において第1項の規定による確認を
受けることができなかったとき。

(2) 略

し医療費を支払った場合において、
障害者医療費の支給を受けようと
するときは、規則で定めるところに
より、市長に申請しなければならない
い。

(1) 受給者等が指定医療機関等に
受給券を提示しなかつたとき。

(2) 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

我孫子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

我孫子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第47号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（従業者の員数） 第151条 略 2 及び 3 略 4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、次条第1項第6号並びに第180条第1項第3号において同じ。））、介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の医師については、本体施設	（従業者の員数） 第151条 略 2 及び 3 略 4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、第152条第1項第6号並びに第180条第1項第3号において同じ。））、介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の医師については、本体施設

の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

5 から11まで 略

12 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。

の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

5 から11まで 略

12 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。**以下「指定介護予防サービス等基準」という。**）第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。

以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士**若しくは管理栄養士**又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

14から17まで 略

（看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成）

第199条 略

2から7まで 略

8 第2項から**前項**までの規定は、**同項**に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画の変更について準用する。

9及び10 略

以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

14から17まで 略

（看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成）

第199条 略

2から7まで 略

8 第2項から**第7項**までの規定は、**前項**に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画の変更について準用する。

9及び10 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

我孫子市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

我孫子市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成８年条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（受給資格者） 第3条 医療費の助成（以下「医療費助成金」という。）を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、本市に住所を有する保護者（児童を除くひとり親家庭等の父母等をいう。以下同じ。）及び当該保護者又は<u>前条第2号ウ</u>に規定する児童を養育する児童の父母以外の者（以下「保護者等」という。）が監護し、又は養育する本市に住所を有するひとり親家庭等の父母等である児童であり、かつ、社会保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者とする。 2 略 （助成の方法） 第6条 医療費助成金を受けようとする者が、市長が指定する保険医療機関等（以下「指定医療機関等」という。）において医療を受けるときは、規則で定めるところにより、受	（受給資格者） 第3条 医療費の助成（以下「医療費助成金」という。）を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、本市に住所を有する保護者（児童を除くひとり親家庭等の父母等をいう。以下同じ。）及び当該保護者又は<u>第2条第2号ウ</u>に規定する児童を養育する児童の父母以外の者（以下「保護者等」という。）が監護し、又は養育する本市に住所を有するひとり親家庭等の父母等である児童であり、かつ、社会保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者とする。 2 略 （助成の方法） 第6条 医療費助成金を受けようとする者が、市長が指定する保険医療機関等（以下「指定医療機関等」という。）において医療を受けるときは、規則で定めるところにより、受

給券の交付を受け、指定医療機関等
において当該受給券の提示又は社
会保険各法の規定による電子資格
確認に準ずる方法により、受給資格
者であることの確認を受けるもの
とする。

2 市長は、前項の規定による確認を
受けた受給資格者が指定医療機関
等から医療を受けたときは、当該受
給資格者に支給すべき医療費助成
金に相当する額を当該指定医療機
関等に支払うものとする。

3 略

4 受給資格者は、次の各号のいずれ
かの事由により保険医療機関等に
対し医療費を支払った場合におい
て、医療費助成金の支給を受けよう
とするときは、規則で定めるところ
により、市長に申請しなければならない。

(1) 受給資格者が指定医療機関等
において第1項の規定による確認
を受けることができなかったと
き。

(2) 略

給券の交付を受け、指定医療機関等
に提示するものとする。

2 市長は、受給資格者が指定医療機
関等から医療を受けたとき（受給資
格者が当該指定医療機関等に受給
券を提示したときに限る。）は、当
該受給資格者に支給すべき医療費
助成金に相当する額を当該指定医
療機関等に支払うものとする。

3 略

4 受給資格者は、次の各号のいずれ
かの事由により保険医療機関等に
対し医療費を支払った場合におい
て、医療費助成金の支給を受けよう
とするときは、規則で定めるところ
により、市長に申請しなければならない。

(1) 受給資格者が指定医療機関等
に受給券を提示しなかったとき。

(2) 略

この条例は、公布の日から施行する。

我孫子市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

我孫子市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（任務） 第2条 会議の任務は、次のとおりとする。 （1） 略 （2） <u>我孫子市こども総合計画</u>の策定、実施状況の点検及び評価並びに見直しに関し、市長の諮問に応じて調査審議すること。 （3） 略 （組織） 第3条 会議は、委員<u>15人</u>以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。 （1）から（5）まで 略 <u>（6） 若者（おおむね18歳以上30歳未満の者をいう。）</u> <u>（7）</u> 略 （任期） 第4条 略 2 委員（<u>前条第2項第7号</u>に規定する者を除く。）は、再任されることができる。	（任務） 第2条 会議の任務は、次のとおりとする。 （1） 略 （2） <u>我孫子市子ども総合計画</u>の策定、実施状況の点検及び評価並びに見直しに関し、市長の諮問に応じて調査審議すること。 （3） 略 （組織） 第3条 会議は、委員<u>13人</u>以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。 （1）から（5）まで 略 <u>（6）</u> 略 （任期） 第4条 略 2 委員（<u>前条第2項第6号</u>に規定する者を除く。）は、再任されることができる。

(会長及び副会長)	(会長及び副会長)
第5条 略	第5条 略
2 略	2 略
3 副会長は、会長を補佐し、会長に <u>事故があるとき</u> は、その職務を代理 する。	3 副会長は、会長を補佐し、会長に <u>事故あるとき</u> は、その職務を代理す る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

**我孫子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例**

我孫子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（保育園等との連携） 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育園、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければなら	（保育園等との連携） 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育園、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければなら

ない。

- (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援 (次項において「保育内容支援」という。) を実施すること。

- (2) 略

- (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び 第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこ

ない。

- (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援 を行うこと。

- (2) 略

- (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び 第4項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

ととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合
小規模保育事業A型事業者等

(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合
第27条に規定する小規模

(2) 略 <u>6</u> 略 <u>7</u> 略 附 則 (連携施設に関する経過措置) 第3条 家庭的保育事業者等(特例保育園型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。	<u>保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)</u> (2) 略 <u>4</u> 略 <u>5</u> 略 附 則 (連携施設に関する経過措置) 第3条 家庭的保育事業者等(特例保育園型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（利用者負担額等の受領） 第13条 略 2 及び 3 略 4 特定教育・保育施設は、前3項の規定により支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 (1) 及び (2) 略 (3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用 ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の	（利用者負担額等の受領） 第13条 略 2 及び 3 略 4 特定教育・保育施設は、前3項の規定により支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 (1) 及び (2) 略 (3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用 ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の

提供

(ア) 略

(イ) 法第19条第2号に掲げる
小学校就学前子どもに該当す
る教育・保育給付認定子ども
(特定満3歳以上保育認定子
どもを除く。イ(イ)におい
て同じ。) 5万7,700円(子
ども・子育て支援法施行令(平
成26年政令第213号)第4条第
2項第6号に規定する特定教
育・保育給付認定保護者にあ
っては、7万7,101円)

イ及びウ 略

(4)及び(5) 略

5 及び 6 略

第37条 特定地域型保育事業(事業所
内保育事業を除く。)の利用定員(法
第29条第1項の確認において定め
るものに限る。以下この章において
同じ。)の数は、家庭的保育事業に
あっては1人以上5人以下、小規模
保育事業A型(我孫子市家庭的保育
事業等の設備及び運営に関する基
準を定める条例(平成26年条例第27
号。以下「家庭的保育事業等基準条
例」という。)**第27条**に規定する小
規模保育事業A型をいう。**第42条第**

提供

(ア) 略

(イ) 法第19条第2号に掲げる
小学校就学前子どもに該当す
る教育・保育給付認定子ども
(特定満3歳以上保育認定子
どもを除く。イ(イ)におい
て同じ。) 5万7,700円(子
ども・子育て支援法施行令(平
成26年政令第213号。**以下「令」**
という。)第4条第2項第6
号に規定する特定教育・保育
給付認定保護者にあっては、
7万7,101円)

イ及びウ 略

(4)及び(5) 略

5 及び 6 略

第37条 特定地域型保育事業(事業所
内保育事業を除く。)の利用定員(法
第29条第1項の確認において定め
るものに限る。以下この章において
同じ。)の数は、家庭的保育事業に
あっては1人以上5人以下、小規模
保育事業A型(我孫子市家庭的保育
事業等の設備及び運営に関する基
準を定める条例(平成26年条例第27
号。以下「家庭的保育事業等基準条
例」という。)**第28条**に規定する小
規模保育事業A型をいう。**第42条第**

3 項において同じ。) 及び小規模保育事業B型（家庭的保育事業等基準条例**第27条**に規定する小規模保育事業B型をいう。**第42条第3項**において同じ。) にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（家庭的保育事業等基準条例**第27条**に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第3条において同じ。) にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 略

（特定教育・保育施設等との連携）

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から**第7項**までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事

3 項第1号において同じ。) 及び小規模保育事業B型（家庭的保育事業等基準条例**第31条第1項**に規定する小規模保育事業B型をいう。**第42条第3項第1号**において同じ。) にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（家庭的保育事業等基準条例**第33条**に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第3条において同じ。) にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 略

（特定教育・保育施設等との連携）

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から**第5項**までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事

業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援 （次項において「保育内容支援」という。） を実施すること。

(2) 略

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び**第6項第1号**において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保

業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援 を行うこと。

(2) 略

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び**第4項第1号**において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を
満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育
内容支援連携協力者との間でそ
れぞれの役割の分担及び責任の
所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本
来の業務の遂行に支障が生じな
いようにするための措置が講じ
られていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協
力者とは、小規模保育事業A型若し
くは小規模保育事業B型又は事業所
内保育事業を行う者（第5項におい
て「小規模保育事業A型事業者等」
という。）であって、第1項第1号
に掲げる事項に係る連携協力を
行うものをいう。

4 市長は、特定地域型保育事業者に
よる代替保育の提供に係る連携施
設の確保が著しく困難であると認
める場合であって、次に掲げる要件
のいずれかを満たすときは、**第1項
第2号**の規定を適用しないことと
することができる。

(1) 特定地域型保育事業者が代替
保育連携協力者を適切に確保した
場合には、次のア及びイに掲げる

2 市長は、特定地域型保育事業者に
よる代替保育の提供に係る連携施
設の確保が著しく困難であると認
める場合であって、次の各号に掲げ
る要件の全てを満たすと認めると
きは、**前項第2号**の規定を適用しな
いこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項
第2号に掲げる事項に係る連携協
力を行う者との間でそれぞれの役

要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は

	<u>事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u>
(2) 略	(2) 略
<u>6</u> 略	<u>4</u> 略
<u>7</u> 略	<u>5</u> 略
<u>8</u> 略	<u>6</u> 略
<u>9</u> 略	<u>7</u> 略
<u>10</u> 略	<u>8</u> 略
<u>11</u> 略	<u>9</u> 略
(特定利用地域型保育の基準)	(特定利用地域型保育の基準)
第52条 略	第52条 略
2 略	2 略
3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、	3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、

同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（**子ども・子育て支援法施行令**第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附 則

（連携施設に関する経過措置）

第4条 特定地域型保育事業者（特例保育園型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して**15年**を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（**令**第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附 則

（連携施設に関する経過措置）

第4条 特定地域型保育事業者（特例保育園型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して**10年**を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

我孫子市景観条例

我孫子市景観条例（平成18年条例第21号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則

第1節 通則（第1条・第2条）

第2節 景観形成に関する基本的事項（第3条・第4条）

第2章 景観形成の推進

第1節 景観計画（第5条・第6条）

第2節 景観計画区域内の景観形成（第7条―第13条）

第3節 景観重要建造物及び景観重要樹木（第14条―第19条）

第3章 市民等による景観形成の推進

第1節 景観づくり市民団体（第20条―第22条）

第2節 表彰（第23条）

第4章 我孫子市景観アドバイザー（第24条）

第5章 我孫子市景観審議会（第25条）

第6章 雑則（第26条・第27条）

附則

第1章 総則

第1節 通則

（目的）

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制等に関する事項その他必要な事項を定めることにより、市民及び事業者と市が協働して手賀沼をはじめとする水辺や自然、歴史や文化などの地域資源を活かしたより魅力と個性のある景観の形成の推進を図り、もってゆとりと潤いのある景観を次世代に継承することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 景観形成 良好な景観を保全し、育成し、活用し、及び創出すること又は現に存在する景観を改善することをいう。

(2) 広告物 屋外広告物（自動車を利用する広告物を除く。）及びこれを掲出する物件並びに建築物の窓等の内面に掲出し、屋外に向けて表示する広告物をいう。

(3) 太陽光発電設備 太陽光をエネルギー源として電気に変換する設備（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物でないものであって、土地に自立して設置するものに限る。）及びその附属設備をいう。

第2節 景観形成に関する基本的事項

（市の責務）

第3条 市は、景観形成を図るため、総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。

2 市は、前項に規定する施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見が十分に反映されるよう努めるものとする。

3 市は、道路、公園その他の公共施設の整備等を行う場合には、景観形成に関し、先導的な役割を担うよう努めるものとする。

4 市は、市民及び事業者の景観形成に関する意識を啓発するとともに、景観形成の取組の支援に努めるものとする。

（市民及び事業者の責務）

第4条 市民及び事業者は、自らが景観形成の主体であることを認識し、相互に協力して景観形成に努めるとともに、市が実施する景観形成に関する施策に協力するものとする。

第2章 景観形成の推進

第1節 景観計画

(景観計画の策定)

第5条 市長は、景観形成を総合的かつ計画的に推進するため、景観計画を策定しなければならない。

2 市長は、景観計画を策定し、又は変更(規則で定める軽微な変更を除く。)しようとするときは、あらかじめ、我孫子市景観審議会に諮問しなければならない。

(景観重点地区)

第6条 市長は、景観計画区域内において、地域の特性を活かした景観の形成を重点的に推進する必要があると認める地区を、景観重点地区として定めることができる。

第2節 景観計画区域内の景観形成

(届出を要する行為の事前協議)

第7条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をしようとする者のうち、規則で定める行為を行おうとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより市長と協議しなければならない。

(条例で定める届出を要する行為)

第8条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 木竹の伐採

(2) 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。)その他の物件の堆積

(届出を要しない行為)

第9条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、同条第1項各号に規定する届出を要する行為のうち、別表の左欄に掲げる行為の区分に応じ、同表の右欄に掲げる区域において行う同欄に掲げる規模に該当する行為以外のものとする。

（特定届出対象行為）

第10条 法第17条第1項の条例で定める行為は、前条に規定する届出を要しない行為を除いたものとする。

（広告物の届出）

第11条 景観計画区域内において、広告物の表示若しくはその内容の変更又は広告物を掲出する物件の設置、改造若しくは色彩の変更であつて、景観形成に影響を及ぼすものとして規則で定める行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長にその内容を届け出なければならない。

（助言、指導、勧告等）

第12条 市長は、第7条の規定による協議又は前条の規定による届出において、当該協議又は届出に係る行為が景観計画に適合しないと認めるときは、当該協議又は届出をした者に対し、景観形成を図るために必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

2 市長は、第7条の規定による協議若しくは前条の規定による届出をしなかった者又は前項の規定による助言若しくは指導に従わない者に対し、協議若しくは届出をし、又は助言若しくは指導に従うよう勧告することができる。

3 市長は、前項若しくは法第16条第3項の規定による勧告又は法第17条第1項若しくは第5項の規定による命令をしようとするときは、緊急を要する場合を除き、我孫子市景観審議会の意見を聴かななければならない。

4 第1項に規定による助言又は指導は、規則で定める期間内に行うものとする。ただし、前項の規定により我孫子市景観審議会の意見を聴く場合そ

の他市長が必要があると認める場合は、この限りでない。

（太陽光発電設備の自粛を要請する区域）

第13条 市長は、規則で定める区域内において太陽光発電設備の設置が計画された場合であつて、景観形成に影響を及ぼすと認めるとき、又は災害を防止するため必要があると認めるときは、当該太陽光発電設備を設置しようとする者に対して設置を自粛するよう要請するものとする。

2 当該太陽光発電設備を設置しようとする者は、前項の規定による要請を受けたときは、当該太陽光発電設備の設置を行わないよう検討し、その結果を規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

第3節 景観重要建造物及び景観重要樹木

（景観重要建造物の指定等の手続）

第14条 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物の指定をしようとするとき、又は法第27条第2項の規定により当該指定を解除しようとするときは、あらかじめ、我孫子市景観審議会の意見を聴かなければならない。

（景観重要建造物の管理の方法の基準）

第15条 法第25条第2項の景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 景観重要建造物の修繕は、原則として当該修繕前の外観を変更しないように行うこと。
- (2) 消火器の設置その他の防災上の措置を講ずること。
- (3) 景観重要建造物の滅失、毀損等を防ぐため、敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。

（景観重要樹木の指定等の手続）

第16条 市長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木の指定をしようとするとき、又は法第35条第2項の規定により当該指定を解除しようとするときは、あらかじめ、我孫子市景観審議会の意見を聴かなければなら

い。

（景観重要樹木の管理の方法の基準）

第17条 法第33条第2項の景観重要樹木の管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、^{せん}剪定その他必要な管理を行うこと。

(2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、定期的な点検、病虫害の駆除その他必要な措置を行うこと。

（景観重要建造物等の管理に関する命令又は勧告の手続）

第18条 市長は、法第26条又は第34条の規定により景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者又は管理者に対し、必要な措置を命じ、又は勧告しようとするときは、あらかじめ、我孫子市景観審議会の意見を聴かなければならない。

（景観重要建造物等の保全のための支援）

第19条 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者又は管理者に対し、その保全のために必要な支援を行うものとする。

第3章 市民等による景観形成の推進

第1節 景観づくり市民団体

（景観づくり市民団体の認定等）

第20条 市長は、市内の景観形成又は市民及び事業者に対する景観形成に関する知識の普及、意識の啓発等を目的とする市民団体であって規則で定める要件に該当するものを、景観づくり市民団体として認定することができる。

2 前項の規定による認定を受けようとする市民団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、景観づくり市民団体が第1項に規定する要件に該当しなくなったと認めるとき、又は景観づくり市民団体として適当でないと認めるとき

は、当該景観づくり市民団体の認定を取り消すことができる。

（景観づくり市民団体への支援）

第21条 市長は、景観づくり市民団体に対し、景観形成に関する活動への協力その他の必要な支援を行うことができる。

（景観づくり提案）

第22条 景観づくり市民団体は、景観形成を推進するための提案又は意見を市長に提出することができる。

2 市長は、景観形成を推進するための施策を策定し、又は実施するに当たっては、前項の規定により提出された提案及び意見に配慮するものとする。

第2節 表彰

第23条 市長は、市内において、景観形成に寄与していると認める建築物、工作物、広告物その他の物件の所有者、管理者、設計者、施工者等又は樹木、水辺等の所有者、管理者等を表彰することができる。

2 市長は、前項に掲げるもののほか、市内において景観形成に著しく寄与したと認める活動を行った個人又は団体を表彰することができる。

第4章 我孫子市景観アドバイザー

第24条 市長は、景観形成の推進を図るために必要な情報を収集し、又は専門的助言を聴くため、我孫子市景観アドバイザー（以下この条において「景観アドバイザー」という。）を置くことができる。

2 景観アドバイザーは、景観形成に関して専門的知識及び経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 景観アドバイザーの任期は、4年とし、再任されることができる。

4 前3項に定めるもののほか、景観アドバイザーに関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 我孫子市景観審議会

第25条 景観形成に関する重要事項について調査審議するため、我孫子市景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、委員 7 人以内をもって組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 市民
 - (2) 学識経験者
 - (3) 各種団体の代表者
 - (4) 関係行政機関の職員
 - (5) その他市長が適当と認める者
- 4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 6 章 雑則

(公表)

第26条 市長は、法第16条第1項若しくは第2項若しくは第11条の規定による届出において虚偽の届出をした者又は法第16条第3項若しくは第12条第2項の規定による勧告に従わない者について、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに当該届出又は勧告の対象となった行為その他の事項を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

別表（第 9 条関係）

行為		区域及び規模				
		商工業景観ゾーン 住宅景観ゾーン	自然・田園景観ゾーン	手賀沼景観重点地区		
				手賀沼沿い自然・田園エリア 手賀沼沿い交流エリア	公園坂通りエリア	手賀沼沿い市街地エリア
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更		地盤面からの高さが10メートルを超えるもの又は延べ面積が500平方メートルを超えるもの		全てのもの（地盤面からの高さが10メートル以下の戸建て住宅を除く。）		
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	柵、塀、擁壁その他これらに類するものの	地盤面からの高さが2メートルを超え、かつ、長さが30メートルを超えるもの				
	コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	地盤面からの高さが15メートルを超えるもの				
	太陽光発電	発電出力が30キロワット	発電出力が10キロワット以上の			

	電設備	ット以上のもの。ただし、次に掲げる区域内にあっては、発電出力が10キロワット以上のもの (1) 特色ある自然又は歴史景観を有するものとして景観計画に定める区域 (2) 我孫子市手賀沼沿い斜面林保全条例（平成11年条例第10号）第3条第2項に規定する指定斜面林 (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項に規定する土砂災害	
--	-----	---	--

		特別警戒区域内 の斜面地				
	上記以外 の工作物	地盤面からの高さが10メートルを超えるもの				
開発行為		都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の 規定による許可を要する開発行為で、高さが2メートルを超える ^{のり} 法面又は擁壁が生じるもの				
木竹の伐採				伐採面積 が500平方 メートル を超える もの		
屋外における土石、廃 棄物、再生資源その他 の物件の堆積				堆積の高さが3メートルを超え るもの又は堆積面積が500平方 メートルを超えるもの		

我孫子市太陽光発電設備の適正な設置を図るための手続に関する条例
を廃止する条例

我孫子市太陽光発電設備の適正な設置を図るための手続に関する条例（平成29年条例第9号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

我孫子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

我孫子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																												
別表第1（第2条関係） (1)の表及び(2)の表 略 (3) 投票管理者等	別表第1（第2条関係） (1)の表及び(2)の表 略 (3) 投票管理者等																												
<table> <tr> <th>区分</th><th>報酬の額</th></tr> <tr> <td>選挙長</td><td>1回 <u>12,200円</u></td></tr> <tr> <td>投票所の投票管理者</td><td>1回 <u>14,500円</u></td></tr> <tr> <td>期日前投票所の投票管理者</td><td>1回 <u>12,800円</u></td></tr> <tr> <td>開票管理者</td><td>1回 <u>12,200円</u></td></tr> <tr> <td>投票所の投票立会人</td><td>1回 <u>12,400円</u> (ただし、立会時間内に交替する場合は、<u>12,400円</u>の範囲内で選挙管理委員会が定める額)</td></tr> <tr> <td>期日前投票所の投票立会人</td><td>1回 <u>10,900円</u> (ただし、立会時間内に交替する場合は、<u>10,900円</u>の範囲内で選挙管理委員会が定める額)</td></tr> </table>	区分	報酬の額	選挙長	1回 <u>12,200円</u>	投票所の投票管理者	1回 <u>14,500円</u>	期日前投票所の投票管理者	1回 <u>12,800円</u>	開票管理者	1回 <u>12,200円</u>	投票所の投票立会人	1回 <u>12,400円</u> (ただし、立会時間内に交替する場合は、 <u>12,400円</u> の範囲内で選挙管理委員会が定める額)	期日前投票所の投票立会人	1回 <u>10,900円</u> (ただし、立会時間内に交替する場合は、 <u>10,900円</u> の範囲内で選挙管理委員会が定める額)	<table> <tr> <th>区分</th><th>報酬の額</th></tr> <tr> <td>選挙長</td><td>1回 <u>10,800円</u></td></tr> <tr> <td>投票所の投票管理者</td><td>1回 <u>12,800円</u></td></tr> <tr> <td>期日前投票所の投票管理者</td><td>1回 <u>11,300円</u></td></tr> <tr> <td>開票管理者</td><td>1回 <u>10,800円</u></td></tr> <tr> <td>投票所の投票立会人</td><td>1回 <u>10,900円</u> (ただし、立会時間内に交替する場合は、<u>10,900円</u>の範囲内で選挙管理委員会が定める額)</td></tr> <tr> <td>期日前投票所の投票立会人</td><td>1回 <u>9,600円</u> (ただし、立会時間内に交替する場合は、<u>9,600円</u>の範囲内で選挙管理委員会が定める額)</td></tr> </table>	区分	報酬の額	選挙長	1回 <u>10,800円</u>	投票所の投票管理者	1回 <u>12,800円</u>	期日前投票所の投票管理者	1回 <u>11,300円</u>	開票管理者	1回 <u>10,800円</u>	投票所の投票立会人	1回 <u>10,900円</u> (ただし、立会時間内に交替する場合は、 <u>10,900円</u> の範囲内で選挙管理委員会が定める額)	期日前投票所の投票立会人	1回 <u>9,600円</u> (ただし、立会時間内に交替する場合は、 <u>9,600円</u> の範囲内で選挙管理委員会が定める額)
区分	報酬の額																												
選挙長	1回 <u>12,200円</u>																												
投票所の投票管理者	1回 <u>14,500円</u>																												
期日前投票所の投票管理者	1回 <u>12,800円</u>																												
開票管理者	1回 <u>12,200円</u>																												
投票所の投票立会人	1回 <u>12,400円</u> (ただし、立会時間内に交替する場合は、 <u>12,400円</u> の範囲内で選挙管理委員会が定める額)																												
期日前投票所の投票立会人	1回 <u>10,900円</u> (ただし、立会時間内に交替する場合は、 <u>10,900円</u> の範囲内で選挙管理委員会が定める額)																												
区分	報酬の額																												
選挙長	1回 <u>10,800円</u>																												
投票所の投票管理者	1回 <u>12,800円</u>																												
期日前投票所の投票管理者	1回 <u>11,300円</u>																												
開票管理者	1回 <u>10,800円</u>																												
投票所の投票立会人	1回 <u>10,900円</u> (ただし、立会時間内に交替する場合は、 <u>10,900円</u> の範囲内で選挙管理委員会が定める額)																												
期日前投票所の投票立会人	1回 <u>9,600円</u> (ただし、立会時間内に交替する場合は、 <u>9,600円</u> の範囲内で選挙管理委員会が定める額)																												

不在者投票に係る投票立会人	1 回 <u>12,400円</u> の範囲内で選挙管理委員会が定める額	不在者投票に係る投票立会人	1 回 <u>10,900円</u> の範囲内で選挙管理委員会が定める額
選挙（開票）立会人	1 回 <u>10,100円</u>	選挙（開票）立会人	1 回 <u>8,900円</u>
(4)の表 略		(4)の表 略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年度 指定事務事業(57事業)

令和7年5月12日時点

基本目標	整理番号	指 定 事 務 事 業 名	部課名	基本施策名
1 安全・安心	R7-1	布佐排水区の整備	建設部 治水課	1-2 浸水対策の推進
	R7-2	柴崎排水区の整備(柴崎幹線整備事業)	建設部 治水課	1-2 浸水対策の推進
	R7-3	我孫子4丁目緊急浸水対策	建設部 治水課	1-2 浸水対策の推進
	R7-4	金谷排水機場の改修	建設部 治水課	1-2 浸水対策の推進
	R7-5	湖北消防署の整備・高規格救急自動車の整備	消防本部 総務課・警防課	1-4 消防力の強化
	R7-57	大規模下水道管路特別重点調査等事業	建設部 治水課	1-2 浸水対策の推進
2 健康福祉	R7-6	生活・福祉に関する総合的な支援(あんしん生活支援、就労準備支援、家計改善支援)	健康福祉部 社会福祉課	2-1 地域福祉の推進
	R7-7	小児科診療所開業促進事業	健康福祉部 健康づくり支援課	2-2 健康づくりの推進
	R7-8	社会福祉施設整備促進事業	健康福祉部 高齢者支援課	2-3 高齢者福祉の推進
3 子ども・教育	R7-9	県外医療機関での子ども医療受給券の適用	子ども部 子ども支援課	3-1 妊娠・出産・子育てへの切れ目ない支援
	R7-10	湖北小学校屋内運動場再建事業	教育総務部 総務課	3-3 魅力ある学校づくり
	R7-11	小中学校施設維持管理	教育総務部 総務課	3-3 魅力ある学校づくり
	R7-12	布佐中学校区における義務教育学校の建設	教育総務部 総務課	3-3 魅力ある学校づくり
	R7-13	小中学校給食室空調設置事業	教育総務部 学校教育課	3-3 魅力ある学校づくり
	R7-14	学校給食費の補助	教育総務部 学校教育課	3-3 魅力ある学校づくり
	R7-15	水泳指導の民間活用	教育総務部 学校教育課	3-3 魅力ある学校づくり
	R7-16	いじめ防止対策	教育総務部 指導課	3-3 魅力ある学校づくり
	R7-17	校内教育支援センターの設置	教育総務部 教育相談センター	3-3 魅力ある学校づくり
4 産業・観光	R7-18	柴崎地区産業用地整備事業	環境経済部 企業立地推進課	4-1 企業立地の推進
	R7-19	農産物直売所アンテナショップ跡地活用	環境経済部 商業観光課	4-5 交流・関係人口の拡大
	R7-20	手賀沼遊歩道の再整備(護岸工事等)	都市部 公園緑地課	4-5 交流・関係人口の拡大
	R7-21	手賀沼・手賀川の活用	企画総務部 企画政策課	4-5 交流・関係人口の拡大
5 都市基盤・公共交通	R7-22	千葉北西連絡道路	都市部 都市計画課	5-1 適正な土地利用の推進
	R7-23	立地適正化計画策定	都市部 都市計画課	5-1 適正な土地利用の推進
	R7-24	市営住宅の管理運営(市営住宅給排水管等改善事業)	都市部 建築住宅課	5-2 住環境の保全とまちなみの魅力向上
	R7-25	住宅リフォーム補助金・木造住宅耐震改修費補助金の見直し	都市部 建築住宅課	5-2 住環境の保全とまちなみの魅力向上
	R7-26	常磐線・成田線の利便性向上	企画総務部 企画政策課	5-3 公共交通の利便性向上
	R7-27	布佐ルート実証運行バス	建設部 交通政策課	5-3 公共交通の利便性向上
	R7-28	平和台線の維持	建設部 交通政策課	5-3 公共交通の利便性向上
	R7-29	駅施設の整備(布佐駅南口自由通路階段、天王台・湖北・布佐駅照明設備等更新工事)	建設部 交通政策課	5-3 公共交通の利便性向上

基本目標	整理番号	指 定 事 務 事 業 名	部課名	基本施策名
5 都市基盤・公共交通	R7-30	下ヶ戸・中里線外1線の整備	建設部 道路課	5-4 安全で快適な道路の整備
	R7-31	布佐小学校入口交差点改良事業	建設部 道路課	5-4 安全で快適な道路の整備
	R7-32	並木小学校通学路整備	建設部 道路課	5-4 安全で快適な道路の整備
	R7-33	土谷津地区の整備	建設部 道路課	5-4 安全で快適な道路の整備
	R7-34	橋梁長寿命化修繕(船戸跨線人道橋、布湖11号橋)	建設部 道路課	5-4 安全で快適な道路の整備
	R7-35	公園の維持管理(寿古墳公園工事設計・公園灯LED化)	都市部 公園緑地課	5-5 利用したくなる公園の整備
	R7-36	下水道事業の健全経営(下水道ストックマネジメント・ウォーターPPP)	建設部 下水道課	5-6 下水道の整備と普及
	R7-37	下水道施設の総合地震対策(マンホール浮上防止工事・マンホールトイレ設置)	建設部 下水道課	5-6 下水道の整備と普及
	R7-38	久寺家地区の下水道管路整備	建設部 下水道課	5-6 下水道の整備と普及
	R7-39	下ヶ戸西側地区の下水道管路整備	建設部 下水道課	5-6 下水道の整備と普及
	R7-40	湖北駅北口(東側・西側)地区下水道管路整備	建設部 下水道課	5-6 下水道の整備と普及
6 環境	R7-41	あびこエコ・プロジェクトの推進	環境経済部 手賀沼課	6-1 地球環境の保全
	R7-42	資源化施設の整備	環境経済部 資源循環推進課	6-1 地球環境の保全
7 生涯学習・文化・スポーツ	R7-43	湖北地区公民館給排水設備等更新工事	生涯学習部 生涯学習課	7-1 生涯学習の推進
	R7-44	鳥の博物館改修工事	生涯学習部 鳥の博物館	7-1 生涯学習の推進
	R7-45	鳥の博物館展示リニューアル事業	生涯学習部 鳥の博物館	7-1 生涯学習の推進
	R7-46	ミニ移動図書館めるへん号導入・活用事業	生涯学習部 図書館	7-1 生涯学習の推進
	R7-47	五本松運動広場の整備	生涯学習部 文化・スポーツ課	7-3 スポーツの振興
8 権・共同・男女 国際交流・平和・人権	R7-48	平和事業(中学生派遣、リレー講座、戦後80年事業)	企画総務部 企画政策課	8-3 平和社会の推進
横断的な取組(協働・行政運営・シティプロモーション)	R7-49	近隣センターの老朽化対策	市民生活部 市民協働推進課	市民とともに作る協働によるまちづくりの推進
	R7-50	広報電子配信サービス	企画総務部 秘書広報課	市民とともに作る協働によるまちづくりの推進
	R7-51	ふるさと納税	企画総務部 企画政策課	効率的・効果的な行財政運営の推進
	R7-52	スマート申請の推進	企画総務部 デジタル戦略課	効率的・効果的な行財政運営の推進
	R7-53	標準化移行業務	企画総務部 デジタル戦略課	効率的・効果的な行財政運営の推進
	R7-54	庁舎等の老朽化対策	財政部 資産管理課	効率的・効果的な行財政運営の推進
	R7-55	シティプロモーション(不動産ポータルサイトへの広告掲載、移住PR冊子制作)	企画総務部 秘書広報課	戦略的なシティプロモーション
外 体系	R7-56	市制施行55周年記念事業 ※	企画総務部 秘書広報課	

※ミュージアムコンサート、記念式典、志賀直哉展、白樺芸術祭、スカイランタンイベント、手賀沼公園ミニ鉄道トンネル壁画制作 等(令和7年4月～12月実施事業)

令和 7 年度 指定事務事業進行管理表

指定事務事業名：大規模下水道管路特別重点調査等事業

基本施策名：1－2 浸水対策の推進

担当部課名：建設部 治水課

1. 事業費

	事業費 (千円)	財源内訳 (千円)					過年度繰越分 事業費 (千円)
		国庫支出金	県支出金	地方債	他特定財源	一般財源	
予算額	0	0	0	0	0	0	0
補正後予算額							
決算額							
次年度へ繰越							

2. 当該年度執行計画（目的、時期、対象、方法などの内容を明確に記載）

埼玉県八潮市で発生した下水道管の破損に起因すると考えられる大規模な道路陥没事故を受け、平成6年度以前に設置された内径2,000mm以上の下水道管路について、令和8年2月までに特別重点調査を実施することを国から示されました。このため、対象施設（雨水）について調査を実施します。 大規模下水道管路特別重点調査 委託期間：7月～令和8年2月 事業費：20,000千円（令和7年6月補正を上程予定、国庫補助金9,764千円）
--

令和7年度 指定事務事業進行管理表

指定事務事業名： 橋梁長寿命化修繕（船戸跨線人道橋、布湖11号橋）

基本施策名： 5－4 安全で快適な道路の整備

担当部課名： 建設部 道路課

1. 事業費

	事業費 (千円)	財源内訳（千円）					過年度繰越分 事業費 (千円)
		国庫支出金	県支出金	地方債	他特定財源	一般財源	
予算額	104,922	57,200	0	45,300	0	2,422	2,046
補正後予算額							
決算額							
次年度へ繰越							

2. 当該年度執行計画（目的、時期、対象、方法などの内容を明確に記載）

橋梁長寿命化修繕計画に基づき、令和7年度は船戸跨線人道橋、布湖11号橋の修繕工事を行います。 なお、船戸跨線人道橋は令和6年度から令和9年度までの継続事業です。 工事期間 船戸跨線人道橋：4月～令和8年3月（4年継続事業の2年目） 布湖11号橋：11月～令和8年3月

指定事務事業問題点・対応報告書

次の指定事務事業について問題が生じたので、問題点とその対応策について報告します。

指定事務事業名： 柴崎排水区の整備（柴崎幹線整備事業）

基本施策名： 1－2 浸水対策の推進

担当部課名： 建設部 治水課

報告日： 令和7年5月9日

1. 問題点及び問題点が生じた理由等

令和6年度からの2か年継続事業である柴崎排水区(3工区)雨水幹線整備工事は、既設雨水管に近接する水道管の防護について、水道管の老朽化や近年の社会情勢を鑑み、安全を考慮して、水道管の切回しが必要と判断しました。

そのため、概ね4か月程度の遅延が生じ、令和8年2月完了が困難となりました。

2. 今後の対応策

水道管の切回し工事が完了するまでの間、柴崎排水区(3工区)雨水幹線整備工事は一時中止の措置とし、水道管の切回し工事完了後、速やかに工事を再開する予定です。

令和7年第2回市議会定例会提出予定議案

	議 案	議 案 要 旨
議案 1	我孫子市税条例の一部を改正する条例の制定について	地方税法等の一部改正に伴い、公示送達をインターネットを使用する方法等により行うこととすること、新たに創設された特定親族特別控除に関して必要な事項を定めることその他所要の改正を行うもの 【課税課】
議案 2	我孫子市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	受給者の利便性の向上のため、受給券に代えて、マイナンバーカードを医療機関の窓口に提示することによっても重度障害者医療費の支給を受けることができることとするもの 【障害者支援課】
議案 3	我孫子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	栄養士法の改正により、栄養士免許を取得せずに管理栄養士になることが可能となったことを受け、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたことから、条文を整備するもの 【高齢者支援課】
議案 4	我孫子市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	受給者の利便性の向上のため、受給券に代えて、マイナンバーカードを医療機関の窓口に提示することによってもひとり親家庭等の医療費の助成を受けることができることとするもの 【子ども支援課】
議案 5	我孫子市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について	子ども総合計画の名称の表記を改めたことから条文を整理するとともに、会議に広く多様な意見を取り入れるため、委員の定数を増員し、委員に若者を加えるもの 【子ども支援課】
議案 6	我孫子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難な場合における代替手段を定め、及び代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難な場合における代替手段の要件の一部を改めるとともに、条文を整備するもの 【保育課】

議案 7	我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難な場合における代替手段を定め、及び代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難な場合における代替手段の要件の一部を改めるとともに、条文を整備するもの 【保育課】
議案 8	我孫子市景観条例の全部を改正する条例の制定について	我孫子市景観計画の改定に合わせて、届出が必要な行為等に関する事項を改め、及び我孫子市太陽光発電設備の適正な設置を図るための手続に関する条例に規定されている太陽光発電設備の設置の自粛の要請に係る規定をこの条例に規定するとともに、条文を整備するもの 【都市計画課】
議案 9	我孫子市太陽光発電設備の適正な設置を図るための手続に関する条例を廃止する条例の制定について	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法が一部改正され、太陽光発電設備の設置に係る近隣関係者への周知義務が同法に規定されたことから、条例の規定が重複することを踏まえ、同法の規定と重複しない太陽光発電設備の設置の自粛の要請に係る規定を我孫子市景観条例に規定することとしたことから、条例を廃止するもの 【都市計画課】
議案 10	我孫子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務省による選挙に係る執行経費の見直しを踏まえ、選挙長、投票管理者等の報酬の額を改定するもの 【選挙管理委員会事務局】

議案 11	工事請負契約の変更について	金谷排水機場更新工事について、当該排水機場内のポンプを分解点検したところ、主軸の偏心が大きく部品の交換が必要となり、当該ポンプの整備を行う間、同等の排水量を確保するため一時的に仮設ポンプを設置する必要があることから、契約金額を増額するため、工事請負契約の一部を変更するもの ○原契約金額 1,001,000,000 円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 91,000,000 円） ○変更契約金額 1,043,350,000 円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 94,850,000 円） ○増減額 42,350,000 円 【治水課】
議案 12	財産の取得について	消防署の消防車両等に設置している消防救急デジタル移動局無線の老朽化に伴い、当該消防救急デジタル移動局無線を更新するもの ○取得する財産 消防救急デジタル移動局無線一式 ○取得価格 30,947,095 円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 2,813,095 円） ○取得先 我孫子市本町3丁目4番33号 三峰無線株式会社 東関東支店 支店長 折原 秀夫 【警防課】

議案 13	財産の取得について	全ての児童生徒が個別にコンピュータ端末を利用できる環境を活用し、A Iを使用した個別最適な学習、ネットワークを使用した協働的な学習等を実現するための学習支援ソフトウェアを購入するもの ○取得する財産 学習支援ソフトウェア（2年6月間使用権） 54,860ライセンス（年度ごと3ソフトウェア延べ数） ○取得価格 204,261,200円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 18,569,200円） ○取得先 第2次教育ICT基盤FILDG・NECAP・EDUCOMコンソーシアム 構成員 NECフィールドディング株式会社 東日本インテグレーション統括部東関東営業部 （代表者） 千葉県中央区弁天1丁目15番3号 東関東営業部長 加藤 紘之 構成員 NECキャピタルソリューション株式会社千葉支店 千葉県美浜区中瀬2丁目6番地1 千葉支店長 薮 慎也 構成員 株式会社EDUCOM 愛知県春日井市如意申町7丁目7番地5 代表取締役CEO兼COO 小林 泰平 【指導課】
-------	-----------	--

議案 14	財産の取得について	校務を効率的に処理し、教職員の負担を軽減することにより、教職員が児童生徒と向き合う時間を増加させ、及び教育の質を向上させるための校務支援システムを購入するもの ○取得する財産 校務支援システム（2年6月間使用权） 177ライセンス（年度ごと3システム延べ数） ○取得価格 72,388,800円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 6,580,800円） ○取得先 第2次教育ICT基盤FILDG・NECAP・EDUCOMコンソーシアム 構成員 NECフィールドディング株式会社 東日本インテグレーション統括部東関東営業部 （代表者） 千葉市中央区弁天1丁目15番3号 東関東営業部長 加藤 紘之 構成員 NECキャピタルソリューション株式会社千葉支店 千葉市美浜区中瀬2丁目6番地1 千葉支店長 薮 慎也 構成員 株式会社EDUCOM 愛知県春日井市如意申町7丁目7番地5 代表取締役CEO兼COO 小林 泰平 【指導課】
議案 15	損害賠償の額の決定について	令和6年6月14日、四街道市中台587番地1地先国道51号において職員が公用車で起こした事故について、賠償相手方と協議が整ったため、当該事故に係る損害賠償の額を定めるもの 損害賠償の額 2,792,330円 【社会福祉課】
議案 16	市道路線の認定について	開発行為により市に帰属した道路について、交通の利便性の向上及び安全性の確保を図るために、新たに市道路線を認定するもの（1路線） 【道路課】

議案 17	市道路線の変更について	柏市と重複して市道に認定している道路について、柏市において当該道路の拡幅整備及び管理を行うこととすること並びに開発行為により市に帰属した道路について、交通の利便性の向上及び安全性の確保を図ることから、市道路線を変更するもの（2路線）			【道路課】
議案 18	令和7年度我孫子市一般会計補正予算（第1号）	予算現額 49,390,000	補正予算額 150,000	計（千円） 49,540,000	【財政課】
議案 19	令和7年度我孫子市下水道事業会計補正予算（第1号）	既決予算額 資本的収入 2,069,667 資本的支出 2,609,301	補正予定額 7,548 11,914	計（千円） 2,077,215 2,621,215	【下水道課】
報告 1	専決処分の報告及び承認について（我孫子市税条例の一部を改正する条例）	我孫子市税条例の一部改正について専決処分したので、その承認を求めるもの			【課税課】
報告 2	専決処分の報告及び承認について（我孫子市都市計画税条例の一部を改正する条例）	我孫子市都市計画税条例の一部改正について専決処分したので、その承認を求めるもの			【課税課】
報告 3	専決処分の報告及び承認について（我孫子市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	我孫子市国民健康保険税条例の一部改正について専決処分したので、その承認を求めるもの			【国保年金課】

報告 8	令和 6 年度我孫子市下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について	地方公営企業法施行令第 18 条の 2 第 1 項の規定により報告するもの 下水道事業会計 (下水道事業費用 営業費用) 4,597,000 円 (資本的支出 建設改良費) 298,250,000 円 合 計 302,847,000 円 【下水道課】
報告 9	令和 6 年度我孫子市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により報告するもの 水道事業会計 (資本的支出 改良事業費) 670,571,000 円 (収益的支出 営業費用) 11,440,000 円 合 計 682,011,000 円 【経営課】
報告 10	令和 6 年度我孫子市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について	地方公営企業法施行令第 18 条の 2 第 1 項の規定により報告するもの 水道事業会計 (資本的支出 改良事業費) 52,800,000 円 合 計 52,800,000 円 【経営課】
報告 11	我孫子市土地開発公社の経営状況について	地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により報告するもの 令和 6 年度 事業報告 公有地取得事業 なし 公有地売却事業 なし 決算報告 収益 費用 当期純損失 268,093 円 2,663,078 円 2,394,985 円 【財政課】

報告 12	専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）	令和 7 年 1 月 3 1 日午後 1 時 5 0 分頃、職員が我孫子市柴崎 1 2 6 1 番地の 7 地先我孫子聖仁会病院職員駐車場に公用車を駐車し、運転席のドアを開けたところ、強風にあおられドアが勢いよく開き、隣に駐車していた賠償相手方の乗用車の左側前部ドア等を損傷させた。 （1）専決処分日 令和 7 年 3 月 2 8 日 （2）損害賠償の額 2 4 8, 7 0 3 円 （3）過失割合 市 1 0 0 % 相手方 0 % 【高齢者支援課】 令和 7 年 2 月 1 8 日午後 1 1 時頃、我孫子市新木野の賠償相手方宅の敷地内において、消防職員が賠償相手方宅の隣家等の消火活動のため、賠償相手方のエアコン室外機に足を掛けてフェンスを乗り越えたところ、当該室外機のベース、フロントカバー等を損傷させた。 （1）専決処分日 令和 7 年 4 月 7 日 （2）損害賠償の額 7 6, 5 6 0 円 （3）過失割合 市 1 0 0 % 相手方 0 % 【消防本部総務課】 令和 7 年 1 月 1 1 日午後 0 時 4 0 分頃、職員が我孫子市高野山 5 3 7 番地我孫子市立我孫子中学校駐車場において、転回のため公用車（マイクロバス）を、駐車中の車両と車両の間の空き駐車区画に後進させた後、左折しながら前進させたところ、当該公用車の右側後部が、駐車中の賠償相手方の乗用車に接触し、当該乗用車の右側後部バンパー、クォータパネル等を損傷させた。 （1）専決処分日 令和 7 年 4 月 1 5 日 （2）損害賠償の額 5 2 2, 5 1 8 円 （3）過失割合 市 1 0 0 % 相手方 0 % 【消防本部総務課】
-------	------------------------	---

	令和6年6月14日午後3時11分頃、職員が公用車で四街道市中台587番地1地先国道51号を走行中、3台前を走行していた乗用車が急に停止したことから、追突を避けようと当該公用車の急ブレーキをかけたが、停止することができず、1台前で急停止することができた乗用車に追突し、当該乗用車に同乗していた賠償相手方に頭部打撲を負わせた。 (1) 専決処分日 令和7年4月28日 (2) 損害賠償の額 41,760円 (3) 過失割合 市100% 相手方0% 【社会福祉課】
	令和7年2月8日午後2時頃、我孫子市布佐1223番1宮ノ森公園において、駐車中の賠償相手方の乗用車に、樹木の枝が強風により折れて落下し、当該乗用車のフロントガラス、屋根等を損傷させた。 (1) 専決処分日 令和7年5月1日 (2) 損害賠償の額 887,414円 (3) 過失割合 市100% 相手方0% 【公園緑地課】
	令和6年12月10日午後2時32分に我孫子市船戸3丁目9番1号地先道路において、警防調査中の消防職員が消防自動車を左折させたところ、当該消防自動車のフロントバンパー右前面が賠償相手方のゴミステーションに設置されたブロックと接触し、当該ブロックを損傷させた。 (1) 専決処分日 令和7年5月1日 (2) 損害賠償の額 12,100円 (3) 過失割合 市100% 相手方0% 【消防本部総務課】

我孫子市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則及び我孫子市消費生活センターの設置及び運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(我孫子市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 条 我孫子市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（昭和56年規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正後						改正前					
別表第 1（第 2 条関係）						別表第 1（第 2 条関係）					
職員の区分	勤務時間	勤務時間の割振り		休憩時間	週休日	職員の区分	勤務時間	勤務時間の割振り		休憩時間	週休日
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
子育て支援センターに勤務する職員						子育て支援センターに勤務する職員					
消費生活センター			午前 9 時 30 分 から 午後 6 時 まで又								

		<u>は 1 日</u>							
		<u>の勤務</u>							
		<u>時間を</u>							
		<u>7 時間</u>							
		<u>45分と</u>							
		<u>して任</u>							
		<u>命権者</u>							
		<u>が職員</u>							
		<u>ごとに</u>							
		<u>別に定</u>							
		<u>める時</u>							
		<u>間</u>							
我孫子行政サービスセンター及び保育園に勤務する職員		略		略	<u>消費</u>		略		略
					<u>生活</u>				
					<u>セン</u>				
					<u>ター、</u>				
					我孫子行政サービスセンター及び保育園に勤務する職員				

（我孫子市消費生活センターの設置及び運営に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 我孫子市消費生活センターの設置及び運営に関する条例施行規則（平成21年規則第54号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（相談時間） 第2条 我孫子市消費生活センター（以下「センター」という。）の相談時間（条例第3条の事務を行う時間をいう。）は、<u>午前10時から午後5時30分まで</u>とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。 （休日） 第3条 センターの休日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。 （1） 日曜日及び土曜日 （2）及び（3） 略	（<u>開設時間及び</u>相談時間） 第2条 我孫子市消費生活センター（以下「センター」という。）の<u>開設時間及び</u>相談時間（条例第3条の事務を行う時間をいう。<u>以下同じ。</u>）は、<u>次のとおり</u>とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。 （1） <u>開設時間</u> <u>午前9時30分から午後6時まで</u> （2） <u>相談時間</u> <u>午前10時から午後5時30分まで</u> （休日） 第3条 センターの休日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。 （1） 日曜日 <u>並びに第1、第3及び第5の</u>土曜日 （2）及び（3） 略

附 則

この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。